

# 【資料】 国際海洋法裁判所「ノースター号事件」 (第25号事件) 先決的抗弁判決 (1)

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) 国際海洋法裁判所先決的抗弁判決  
判 決

I. 序

II. 両当事国の申立

III. 事実の概要

IV. イタリアの先決的抗弁の範囲に関するパナマの裁定要請とそれに対する  
イタリアの異議申立て

V. 海洋法条約287条に基づく宣言

VI. 管轄権についての抗弁

1. 海洋法条約の解釈適用に関する紛争の存在

2. 人的管轄権

(以上、本号)

3. 海洋法条約283条に基づく意見交換

VII. 受理可能性についての抗弁

VIII. 主文

Treves 特任裁判官反対意見

## はしがき

以下に訳出するのは、2016年11月4日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡した「ノースター号事件」(パナマ対イタリア) (第25号事件) の先決的抗弁に関する判決である。

この事件は、1998年9月に、スペインの港に停泊していた、海上の大型ヨットに軽油を供給する事業を行うパナマ船籍のノースター号 (M/V Norstar) を、

スペインがイタリアの差押命令 (Decree of Seizure) に基づき差し押さえたという事件である。イタリアは、この事業に関係のある8人について石油の密輸と脱税の嫌疑があるとして、その関連で同船を証拠として差し押さえることとし、イタリアからの共助請求を受けて、1998年9月にスペインが同船を差し押さえた(判決43項参照)。その17年後の2015年12月に、同船の旗国であるパナマが、ITLOSに、イタリアを被告として損害賠償の支払いを求めて提訴した。

この提訴に対し、イタリアは先決的抗弁を申し立て、裁判所の管轄権と受理可能性を争った。イタリアの主張は多岐にわたるが、その中には、ノースター号を差し押さえたのはスペインであるからイタリアは被告適格国でないこと、スペインは不可欠当事者であること、事件から18年経っての提訴であることの問題点、が含まれる。本翻訳は、この先決的抗弁の判決を訳出したものである。

この事件は第25号事件であるが、ITLOS が先決的抗弁の判決を言い渡したのは、この事件が初めてである。裁判所はイタリアの先決的抗弁の一部について認めず、2019年の本案判決で、イタリアに28万5,000米ドル(+利息)の支払いを命じた。この本案判決は別稿で訳出する予定である。

ところで、この先決的抗弁の裁判において、パナマ代表団7名のうち政府関係者は、助言者 (advisor) として、在ハンブルグ総領事館員 (船舶登録担当) の1名のみが記されている。同館員は、弁論の初日に代表団の紹介を行った以外には、弁論を行っていない。他は、弁護士とノースター号関係者2名 (船主とその息子) である。なお、本案の裁判では、パナマ代表団に政府関係者は含まれていない。

一般にパナマなどの便宜置籍国が ITLOS の裁判で原告として関わる場合、原告代表団に政府関係者が含まれることは珍しく、パナマについては、バージニア G 号事件 (第19号事件、2014年4月18日判決) に続き本件裁判が2例目である。いずれも同じ総領事館員である (バージニア G 号事件裁判では、補佐人)。

余談であるが、訳者が日本の在ハンブルグ総領事館で ITLOS 担当の専門調

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決(1)

査員として勤務していたとき、カモコ号事件(パナマ対フランス、第5号事件、2000年2月7日判決)の裁判が行われた。この事件は、日本が被告として訴えられたみなみまぐろ事件(第3号・第4号事件、1999年8月27日暫定措置命令)の次にITLOSに付託された事件であり、訳者は、総領事館員としてみなみまぐろ事件裁判に関わった経験から、パナマ総領事館がカモコ号事件裁判においてどのように対応しているのに関心を持ち、カモコ号事件が付託されてすぐにパナマ総領事館に聴取を試みたことがあった(ITLOSがハンブルグに設立された理由の1つは、多くの国の総領事館が置かれていて、総領事館による裁判支援がしやすいということであった)。ところが、パナマ総領事館は、事件の付託それ自体を知らず、逆に訳者に対し、事件や裁判について教えてもらいたいと質問があった。

総じていうと、便宜置籍国が原告として関わる裁判では、船舶の船主の顧問弁護士など民間の弁護士が、旗国政府からの承諾を得て、代理人として行動をすることが多い。ITLOSの裁判では、特に民間船舶に関わる事件の場合、一方の当事国の代表団が民間人のみで構成されるあるいは民間人が裁判で中心的な行動を行う例が少なくない。これは、国際司法裁判所(ICJ)では考えられない裁判実務である。

実際のところ、このノースター号事件の裁判では、パナマ弁護士であるCarreyó氏が代理人としてパナマを代表しているが、同弁護士は裁判付託以前からこの事件に関わっていて、イタリアに連絡文書を何度か送付していた。しかしイタリア政府は、その連絡はパナマ政府代表者からのものでないとして、それに応答しなかった。そのため、どの時点で同氏がパナマを代表して行動したのか、つまり国家間紛争が両国間で紛争が存在するのかが曖昧となり、この点が裁判で激しく争われた(判決63～97項を見よ)。ITLOSで特に民間船舶に関わる紛争の場合、国を代表する者が民間人であることに伴う種々の問題が生じうることに、留意する必要がある。

これまでITLOSの裁判において、便宜置籍国でない国(日本を含む。)が裁判当事国として関わる場合、当事国代表団は政府関係者を中心として裁判手

続が進められてきた<sup>1)</sup>が、将来的に、このような場合も国の承諾を得て国の名前で民間人が裁判を主導して行うことも、ありえよう。今後、ITLOSでの裁判実務について、その点も念頭に置いて観察するとよいと思う。

---

1) なお、ITLOSのみなみまぐろ事件暫定措置裁判では、日本側代表団28人のうち、政府関係者・国際法学者・水産学者以外に、外国弁護士事務所関係者2人と民間の漁業団体関係者2名が含まれている (*ITLOS Pleadings 1999*, pp. 344-347)。特にその外国弁護士は、長時間の口頭弁論を行うなど、重要な役割を担った。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件)先決的抗弁判決(1)

## 【翻訳】「ノースター号事件」(パナマ対イタリア)国際海洋法裁判所先決的抗弁判決

ノースター号事件  
(パナマ対イタリア)

先決的抗弁  
判決

### 目次<sup>2)</sup>

I. 序	1～36項
II. 両当事国の申立	37～40項
III. 事実の概要	41～48項
IV. イタリアの先決的抗弁の範囲に関するパナマの裁定 要請とその要請に対するイタリアの異議申立て	49～53項
V. 海洋法条約287条に基づく宣言	54～59項
VI. 管轄権についての抗弁	60～220項
1. 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在	62～133項
(1) 紛争の存在	63～103項
(2) 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争	104～133項
2. 人的管轄権	134～175項
3. 海洋法条約283条に基づく意見交換	176～219項
VII. 受理可能性についての抗弁	221～315項
1. 請求の国籍性	223～232項
2. 国内的救済	233～273項
3. 黙認、禁反言及び消滅時効	274～315項
VIII. 主文	316項

2) 訳者注：判決文はページの数字が付されているが、ここでは判決の項(パラグラフ)の数字を記した。また、便宜的に、(1)(2)の記号を付した。

臨席者：GOLITSYN 所長；BOUGUETAIA 次長；CHANDRASEKHARA  
RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、COT、LUCKY、  
PAWLAK、YANAI、KATEKA、HOFFMANN、GAO、PAIK、  
KELLY、ATTARD、KULYK、GÓMEZ-ROBLEDO、HEIDAR  
各裁判官；TREVES、EIRIKSSON 各特任裁判官；GAUTIER 書記

下記の者により代表されるパナマと下記の者により代表されるイタリア  
の間におけるノースター号事件において

#### パナマ代表団

代理人：Nelson Carreyó Collazos 博士（パナマ弁護士）

助言者：Janna Smolkina 女史（在ハンブルグ総領事館員）

（訳者注：ほか5名の氏名と職責を省略）

#### イタリア代表団

代理人：Gabriella Palmieri 女史（次長検事）

（訳者注：ほか8名の氏名と職責を省略）

上記の裁判官により構成される国際海洋法裁判所は、  
裁判官評議の結果、  
次のとおり判決を言い渡す。

## I. 序

1. 2015年12月17日に国際海洋法裁判所書記局に提出された2015年11月16日付の請求訴状（Application）（以下「本件請求訴状」とする。）により、パナマ共和国（以下「パナマ」とする。）は、イタリア共和国（以下「イタリア」とする。）に対して、「パナマ国旗の下で登録された石油タンカー・ノースター号（M/V Norstar）のイタリアによる差押え（arrest; saisie）<sup>3)</sup>及び抑留に関

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

する、国連海洋法条約の解釈及び適用に関する2国間」の紛争について、裁判手続を開始した。同日、裁判所書記は、パナマの副大統領兼外交関係大臣から2015年12月2日付の書簡を受け取った。同書簡は、Nelson Carreyó氏を「ノースター号の差押えに関する事件」における代理人に任命したことを、当裁判所に通知するものであった。

2. 2015年12月17日付の書簡で、裁判所書記は、本件請求訴状と上記書簡のそれぞれの認証謄本を、イタリアの外務国際協力大臣及び駐ドイツ・イタリア大使宛てに、送付した。

3. 2015年12月21日に、裁判所書記局は、本件請求訴状の原本と前述1項に記載した書簡の原本を受け取った。

4. パナマは、その請求訴状において、当裁判所の管轄権の根拠として、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）287条に基づき両当事国が行った宣言を援用した。

5. パナマは、その請求訴状において、国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS規程」とする。）15条3項に基づき、当裁判所の簡易手続裁判部（Chamber of Summary Procedure）に付託することを要請した。裁判所書記は、2015年12月17日付の書簡で、イタリア政府に対し、この点についてのイタリア政府の立場をできるだけ早く（遅くとも2016年1月8日までに）通知するよう、要請した。

6. 2015年12月17日に、本件事件は第25号事件として総件名簿に記載された。

7. 2015年12月18日付書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連－国際海洋法裁判所協力関係協定（以下「国連との協力関係協定」とする。）に基づき、

---

3) 訳者注：国連海洋法条約の公定訳は、海上での船舶に対する arrest と seizure（仏語では saisie）について「拿捕」の訳語を当てている（73条、105条など）。他方、本件事件は、司法当局の“Decree of Seizure”に基づき、犯罪嫌疑の証拠である港に停泊中の船舶に対して行われた arrest/seizure であることに鑑み、本翻訳では、「差押え」の訳語を用いた。ただ、判決では、「拿捕」の意味で arrest/seizure の語を用いる箇所もあり、適宜、原語を挿入して、原語が同じであることを示すこととした。

国連事務総長に対し本件請求訴状を通知した。

8. 2015年12月21日付の口上書で、裁判所書記は、ITLOS 規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件請求訴状を通報した。

9. 2015年12月29日付の裁判所書記宛ての書簡で、イタリアの外務国際協力大臣は、当裁判所に対し、Gabriella Palmieri 司法副大臣 (Deputy Attorney General) を本件裁判の代理人に任命したことを、通知した。

10. 同日の裁判所書記宛ての書簡で、イタリアの代理人は、本件紛争を簡易手続裁判部に付託するというパナマの提案に言及して、「本件事件は裁判所の全員法廷で審理することが望ましい」とするイタリアの考えを、示した。

11. 2016年1月28日、裁判所長は、当裁判所の規則(以下「ITLOS 規則」とする。)45条に基づき、両当事国の代表と、本件事件に関する手続問題について両国の見解を確認するため、裁判所施設において協議を行った。その協議において、裁判所長は、両当事国に対し、ITLOS 規則108条1項に照らして、本件事件は裁判所の全員法廷で審理することを、示した。

12. 両当事国の見解を確認した後、裁判所長は、2016年2月3日付の命令で、ITLOS 規則59条及び60条に基づき、本件事件の訴答書面の提出の期限を、次のように定めた。

パナマの申述書：2016年7月28日

イタリアの答弁書：2017年1月28日

2016年2月3日、裁判所書記は、両当事国に対し、その命令文の写しを送付した。

13. 当裁判所は、裁判官席にパナマ国籍の裁判官を有していないため、パナマ代理人は、ITLOS 規程17条3項に基づき、2016年2月20日付の書簡で、本件事件の特任裁判官として Gudmundur Eiriksson 氏を選定したことを、裁判所書記に通知した。裁判所の副書記は、2016年2月22日にイタリアに対してその書簡の写しを送付した。

14. 当裁判所は、裁判官席にイタリア国籍の裁判官を有していないため、イタリア代理人は、ITLOS 規程17条3項に基づき、2016年2月23日付の書簡で、本件裁判の特任裁判官として Tullio Treves 氏を選定したことを、裁判所書記

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

に通知した。裁判所書記は、2016年2月24日にパナマにその書簡の写しを送付した。

15. イタリアは、ITLOS 規則97条1項の定める期限内である2016年3月11日に受理された裁判所書記宛ての連絡文書において、当裁判所に対し「国連海洋法条約294条3項に基づく書面による先決的抗弁」（以下「先決的抗弁書」とする。）を提出した。この文書において、イタリアは、「当裁判所の管轄権とパナマの請求の受理可能性について争う」ことを示した。この先決的抗弁書は、同日にパナマに通知された。

16. 書記局が先決的抗弁書を受理したので、ITLOS 規則97条3項に従い本案手続は停止され、このことは2016年3月15日付の裁判所命令で述べられた。

17. その裁判所命令において、当裁判所は、パナマがイタリアの先決的抗弁書に関する書面による意見（observation）と申立て（submissions）を提出する期限を2016年5月10日と定め、また、イタリアがこれに反論するため書面による意見と申立てを提出する期限を2016年7月9日と定めた。

18. 2016年3月15日に、裁判所書記は両当事国にこの命令の写しを送付した。パナマは、2016年5月9日に「イタリア共和国の先決的抗弁に対するパナマ共和国の意見及び申立て」（以下「パナマ意見書（the Observations）」とする。）を提出し、イタリアは2016年7月8日に「パナマ共和国の意見及び申立てに対する反論のためのイタリア共和国の書面による意見及び申立て」（以下「イタリア反論書（the Reply）」とする。）を提出した。

19. 2016年3月15日、前述の国連との協力関係協定に基づき、裁判所書記は、本件事件における先決的抗弁書を国連事務総長に通知した。

20. 2016年3月16日付の口上書で、裁判所書記は、本件事件においてイタリアが提出した先決的抗弁書を海洋法条約締約国に通報した。

21. Eiriksson 氏の特任裁判官としての選定についてイタリアから異議が出されず、また Treves 氏の特任裁判官としての選定についてパナマから異議が出されなかった。当裁判所からも、両特任裁判官の選定について異議は出されなかった。そのため、2016年3月16日付の両国宛てのそれぞれの書簡で、裁判所

書記は、ITLOS 規則19条3項に基づき、Eiriksson 氏と Treves 氏が ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った後に特任裁判官として本件裁判手続に参加することが認められることになることを、通知した。

22. 2016年3月18日、裁判所長は、ITLOS 規則45条に基づき、本件先決的抗弁に関する手続問題について両当事国の意向を確認するため、電話会議で両国代表と協議を行った。

23. 両国の意向を確認した後に、裁判所長は、2016年8月4日付の命令で、口頭手続の開始日を2016年9月20日に定めた。2016年8月4日に、裁判所書記は両当事国に対しこの命令の写しを送付した。

24. 2016年8月19日付の裁判所書記宛ての連絡文書(2016年8月22日に受領)で、パナマは、「イタリアが提出した先決的抗弁に基づく主題の範囲に関する裁定(ruling)」を求める2016年8月16日付要請書を、提出した。

25. 2016年8月23日付の裁判所書記宛ての書簡(2016年8月24日に受領)で、イタリア代理人は、パナマによるこの要請に異議を示した。この書簡は、同日にパナマ代理人に送付された。

26. 2016年8月29日付書簡で、裁判所書記は、裁判所長の要請に基づき、両当事国に対し、当裁判所がパナマによる「イタリアが提出した先決的抗弁に基づく主題の範囲に関する裁定」の要請について2016年9月19日に審理を行うことを、通知した。

27. 2016年9月15日と19日にイタリア代理人が、2016年9月19日にパナマ代理人が、口頭手続の開始に先立ち、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項が要求する情報を、書記局に提出した。

28. 2016年9月19日に開かれた公開廷において、Treves 氏と Eiriksson 氏がそれぞれ、ITLOS 規則9条に基づき要請される厳粛な宣言を行った。

29. 2016年9月19日に、当裁判所は、ITLOS 規則68条に従い、口頭手続の開始に先立ち、冒頭評議を行った。

30. 2016年9月19日に開催された冒頭評議に基づき、当裁判所は、「イタリアが提出した先決的抗弁に基づく主題の範囲に関する裁定」の2016年8月16日付

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

パナマ要請書とこれに対する2016年8月23日付のイタリアの返答を検討した後に、「両当事国に対し、この問題に関する意見を述べるため、法廷において30分の追加弁論の時間を割り当てることを、決定した」。

31. 2016年9月19日に、裁判所長は、裁判所施設でパナマ代理人及びイタリア代理人と協議を行い、本件事件の指揮と弁論の構成について両当事国の意向を確認した。この協議において、両当事国は、前述30項で述べた裁判所決定について通知された。

32. 2016年9月20日から22日までの間、裁判所は6回の公開廷を開催した。これらの公開廷において、次の者が陳述を行った。

イタリアのために：（訳者注：陳述者5名の氏名と職責を省略）

パナマのために：（訳者注：陳述者4名の氏名と職責を省略）

33. 弁論の際に、両当事国は、いくつかの陳述用資料（裁判書類の一部抜粋を含む。）をスクリーンに投影した。

34. 弁論は、ウェブキャストとしてインターネットで公開された。

35. ITLOS 規則67条2項の定めるところに従い、訴答書面とその附属文書の写しが、口頭手続の開始の際に公開された。

36. ITLOS 規則86条1項の定めるところに従い、書記局は、弁論の際に使用された裁判所公用語で、各公開廷の逐語記録を作成した。同規則86条4項の定めるところに従い、この逐語記録の写しが、本件裁判に臨席した裁判官と両当事国に回覧された。この逐語記録は、また、電子的な形式で公開された。

## II. 両当事国の申立

37. パナマは、その請求訴状13項で、当裁判所に対して、次のことを判示し及び宣言するよう要請した。

「1. 被告国は、海洋法条約33条、73条3項と4項、87条、11条、226条及び300条に違反していること。

2. 原告国は、本案裁判で証明される損害賠償金を受ける権利を有するこ

と(その概算額は1,000万米ドルである)、及び、

3. 原告は、すべての弁護士費用、裁判費用及び付随費用を請求する権利を有すること。]

38. イタリアは、先決的抗弁書36項において及びイタリア反論書178項でも繰り返して、当裁判所に対して、次のことを判示し及び宣言するよう要請した。

「(a) 裁判所は、2015年12月17日にパナマが裁判所に提出した請求訴状でパナマが提起した請求に関する管轄権を、有しないこと、及び/または、

(b) 本件事件においてパナマがイタリアに対して提起した請求は、先決的抗弁に示されている部分について受理できないこと。」

39. パナマは、パナマ意見書75項において、当裁判所に対し次のことを要請した。

「第一に、次のことを宣言すること

1. 裁判所は本件事件について管轄権を有すること、
2. パナマが提出した請求訴状は受理可能であること、及び、
3. イタリア共和国は、法の適正手続の原則を遵守していないこと。

第二に、裁判所によるこの宣言の結果、イタリア共和国が海洋法条約294条3項に基づき提出した先決的抗弁書は、却下されること。」

40. 両当事国は、ITLOS 規則75条2項に基づき、弁論において両国が行った最後の陳述の結論部分で、次の最終申立を示した。

イタリアのために：

「2016年3月10日付のイタリアの先決的抗弁書において、パナマの意見及び申立てに対する反論のための2016年7月8日付のイタリアの書面による意見及び申立てにおいて及びこの弁論の場において示した理由で、イタリアは、国際海洋法裁判所が次のことを判示し及び宣言することを、要請する。

a. 裁判所は、2015年12月17日にパナマが提出した請求訴状において提起した請求について、管轄権を有さないこと、

及び/または、

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

b. 本件事件においてパナマがイタリアに対して提起した請求は、受理できないこと。」

パナマのために：

「パナマは、その請求訴状及びパナマ意見書並びに口頭弁論において説明した理由で、国際海洋法裁判所に対し、次のことを判示し及び宣言することを要請する。

第一に

- － 裁判所は、本件事件について管轄権を有すること、
- － パナマが行った請求は、受理可能であること、及び、

第二に、裁判所によるこの宣言の結果、イタリア共和国が海洋法条約294条3項に基づき提出した先決的抗弁書は、却下されること。」

### Ⅲ. 事実の概要

41. 1994年から1998年までの期間、パナマの旗を掲げる石油タンカー・ノースター号は、大型ヨットに軽油（gasoil）を供給する事業を行っていた。同船が供給を行った海域は、パナマによると、「イタリア、フランス及びスペインの領海の外の国際水域」であり、イタリアによると「フランス、イタリア及びスペインの沖合」である。イタリアによると、同船の所有者は Inter Marine 社であり、同船の運航は Borgheim Shipping 社が行っていた。両社はいずれも、ノルウェー登録の法人である。同船は、Nor Maritime Bunker 社に用船されていた。同社はマルタ登録の法人である。

42. 1998年8月11日に、イタリアの Savona 地方裁判所の検察官が、ノースター号の差押命令（Decree of Seizure）を発した。これは、8人に対する刑事手続に関するものであり、鉱油（mineral oils）の密輸と脱税を目的とする参加罪（criminal association; association de malfaiteurs）の嫌疑であった。この差押命令は、刑事犯罪の嫌疑で「罪体（*corpus delicti*）」であるノースター号の差押えを命じたものであった。

43. 1998年9月に、スペイン当局は、1959年4月20日にストラスブルで締結された刑事事件における司法共助に関するヨーロッパ条約（以下「1959年ストラスブル条約」とする。）15条と「1985年6月14日のシェンゲン協定」53条に基づく Savona 地方裁判所検察官からの司法共助 (judicial assistance; entraide judiciaire) の請求<sup>4)</sup>に従って、スペインの Palma de Mallorca 湾に停泊していたノースター号を差し押さえた。

44. 1999年1月に、ノースター号の船主は同船の釈放を申請したが、Savona 地方裁判所検察官はこれを拒否して、釈放の条件として2億5,000万リラの保証金を提示した。パナマによると、船主はその金額の保証金を提供することができなかった。

45. 2003年3月13日に、Savona 地方裁判所（刑事部）は、「すべての被告に対しすべての嫌疑について無罪」とする判決を言い渡した。この判決はまた、「ノースター号の差し押えは無効であり、同船はその所有者に返還される」ことを、命令した。2003年3月18日に、Savona 地方裁判所は、その判決文の写しをスペインの Palma de Mallorca 地方裁判所に送付し、同船の釈放命令を実施するよう請求した。

46. 2003年8月18日に、Savona 地方裁判所の検察官は、2003年3月13日の判決を不服として控訴した。この控訴は、ノースター号に関しては行われず、前述42項で言及した8人のうち7人の無罪判決に対してのみ、行われた。2005年10月25日に、イタリアの Genoa 控訴院は Savona 地方裁判所の判決を支持した。

47. 2006年9月6日に、スペインの Balearic 島港湾局は、Savona 地方裁判所を通じて、ノースター号の解体の許可を要請した。2006年10月31日に Genoa

4) 訳者注：このストラスブル条約の名称に含まれている「司法共助」の英語は Mutual Assistance、仏語は entraide judiciaire である。判決文では、英語は mutual assistance と judicial assistance の両語が用いられているが、仏語はすべて entraide judiciaire である。本翻訳では、英語の両語とも、「司法共助」の訳に統一した。

それから、「請求 (request)」の語であるが、日本の国際捜査共助法は「要請」の語を用いている（1条1号ほか）が、刑事共助条約では「請求」が公定訳である（例えば、対米国条約1条1項、対 EU 条約1条1項）。ここでは、公定訳に合わせて「請求」の訳語を用いた。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

控訴院が発した命令は、2003年3月13日の Savona 地方裁判所の判決は「実行されなければならない」とした上で、「これが実行されたならこの船舶は権利者に返還され同船の運命は当控訴院の権限内にならないことになるから、当控訴院はこれ以上決定を行う必要はない」、とするものであった。2006年11月13日に、Genoa 控訴院は、2006年10月31日の命令文の写しを Balearic 島港湾局に送付した。

48. 本件事件で請求訴状を提出するまでの間、パナマはイタリアに対して2通の口上書を送付している。他に複数の連絡文書がイタリアに送付されており、これらの連絡文書は、パナマのために送付されたものであることを記している。これらの口上書と連絡文書の地位は、本判決の後の箇所で分析する<sup>5)</sup>。

#### IV. イタリアの先決的抗弁の範囲に関するパナマの裁定要請とその要請に対するイタリアの異議申立て

49. 前述24項と25項で述べたように、2016年8月22日に、パナマは、「イタリアが提出した先決的抗弁に基づく主題の範囲に関する裁定」を求める要請書を提出した。

50. この要請書において、パナマは、2016年7月8日のイタリア反論書で申し立てられた異議 (objections) はこれまで述べていない新たなものであること、この異議は ITLOS 規則97条1項の定める期限を過ぎてなされたものであり先決的抗弁の「範囲を拡大する」こと、を主張した。パナマはまた、イタリアの主張に反論する権利をパナマが行使しうる唯一の機会が口頭手続の場であり、「このことは法の適正手続の原則、対審の原則 (Principle of Contradiction; principe du contradictoire) 及び武器対等の原則 (Principle of *égalité des armes*) に、影響を与える」、と述べた。したがって、パナマは、「これらの新

---

5) 訳者注：その後、ノースター号は、2015年にスペイン当局により公売にかけられ、廃物処理会社に購入されて、同年8月に港から撤去された（本裁判決86項を見よ）。ITLOS への提訴は同年12月である。

たな異議とイタリア反論書で初めて取り上げた争点は、却下されるべき」こと、及び、「海洋法裁判所がイタリアによるこの新たな異議を却下しない場合は、……裁判所は弁論の終了後に書面によりこれらの異議に対してパナマが応答するための適当な期限を設けること」、を要請した。

51. これに対しイタリアは、2016年8月23日付の書簡で、パナマの文書は受理可能でないとしつつ、「もしこれが受理可能である場合は、口頭弁論の際にパナマの文書の本案に関して回答する権利」を留保する、と主張した。イタリアはまた、口頭手続において、パナマの要請は「明らかに根拠がない」こと、及び「2016年7月8日のイタリア反論書でイタリアが主張したことはすべて、3月16日に最初に提起した先決的抗弁を発展させ具体化させたものか、あるいは2016年5月5日<sup>6)</sup>のパナマ意見書での主張に応答したものである」こと、を主張した。そして、イタリアは、その先決的抗弁をすべて期限までに提起したと主張し、また、「武器対等原則は十分に尊重されている」、なぜなら、パナマは、イタリアの異議への応答を準備する十分な時間と口頭弁論の際にパナマの応答について陳述する機会を、有していたからである、と主張した。

52. さて、当裁判所は、イタリアの訴答書面を検討した結果、イタリアは、2016年7月8日のイタリア反論書において新たな異議を何ら提起しておらず、2016年3月11日に提出した先決的抗弁書にすでに含まれている抗弁を詳細に発展させただけである、と考える。

53. 各当事国は、2016年9月19日の裁判所決定（前述30項を見よ）に従い、弁論においてこの問題に関する意見を述べるための追加的な時間が割り当てられ、各当事国はこの時間を利用した。したがって、当裁判所は、武器対等の原則は遵守されたと考える。

---

6) 訳者注：意見書の提出は5月9日である（本判決18項）が、意見書の作成日は5月5日である（*ITLOS Pleadings 2016*, p. 49）。イタリアのこの発言は、後者の日付を述べたものであろう。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

## V. 海洋法条約287条に基づく宣言

54. パナマとイタリアはいずれも、国連海洋法条約の締約国である。

55. 海洋法条約287条1項は、次のように定める。

「いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための次の手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。

- (a) 附属書 VI によって設立される国際海洋法裁判所
- (b) 国際司法裁判所
- (c) 附属書 VII によって組織される仲裁裁判所
- (d) 附属書 VIII に規定する一又は二以上の種類の紛争のために同附属書によって組織される特別仲裁裁判所」

287条4項は、次のように定める。

「紛争当事者が紛争の解決のために同一の手続を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続のみ付することができる。」

56. イタリアは、1995年1月13日に海洋法条約を批准し、1997年2月26日に同条約287条に基づく宣言を行った。その宣言は、次のように述べる。

「国連海洋法条約第287条の履行にあたり、イタリア政府は、同条約及び1994年7月28日に採択された第11部の実施に関する協定の適用または解釈に関する紛争の解決のために、国際海洋法裁判所及び国際司法裁判所を、いずれか一方を優位させることなく、選択することを宣言する光栄を有する。

国連海洋法条約第287条に基づくこの宣言を行うにあたり、イタリア政府は、既存の国際的な司法機関への信頼を再確認する。条約第287条第4項に基づき、イタリアは、国際海洋法裁判所または国際司法裁判所を選択した他のいずれの締約国とも『同一の手続』を受け入れたものとする。

57. パナマは1996年7月1日に海洋法条約を批准し、2015年4月29日に同条約287条に基づく宣言を行った。その宣言は、次の内容である。

「1982年12月10日の国連海洋条約第287条第1項に基づき、パナマ共和国政府は、パナマ国旗を掲げるノースター号の抑留により生じた海洋法条約の解釈または適用に関するパナマ共和国政府とイタリア共和国政府との間の紛争の解決のために、国際海洋法裁判所の権限と管轄権を受け入れることを、宣言する。」

58. パナマの宣言は、イタリアの宣言よりも制限的であり特定の事件に限定している。両当事国はそれぞれの宣言の範囲について問題を提起してはいないけれども、当裁判所は、海洋法条約は特定の紛争に限定する宣言を排除していないことを、指摘しておきたい(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4, at p. 30, para. 79を見よ)。当裁判所は、ルイザ号事件判決において、「締約国が海洋法条約287条に基づき行った宣言の範囲が異なる場合は、裁判所の管轄権が存在するのは、紛争当事国の宣言の実質が合致する範囲のみである」ことを、認めた(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4 at p. 30, para. 81)。したがって、本件裁判において、当裁判所の管轄権は2国の宣言のうち狭い方の条件に制限されることになる。

59. パナマの宣言の文言が言及しているのは、ノースター号の「抑留により生じた」海洋法条約の解釈または適用に関するパナマとイタリアの間の紛争であるのに対し、パナマの請求訴状が言及しているのは、ノースター号の「イタリアによる差押え及び抑留」に関する、海洋法条約の解釈及び適用に関する両国間の紛争、である。ただ、パナマが宣言する以前に発せられたパナマからのまたはパナマのためのイタリア宛での連絡文書は、ノースター号の差押え及び抑留に言及している。したがって、当裁判所の見解では、本件請求訴状はパナマの宣言の文言に合致している、と考える。

## VI. 管轄権についての抗弁

60. ここでは、当裁判所の管轄権についてのイタリアの抗弁について目を向ける。

61. イタリアは、先決的抗弁書の34項で、裁判所の管轄権についての先決的抗弁を次のように要約している。

「(a) パナマとイタリアの間には紛争が存在しないので、本件事件は裁判所の管轄権の外にある。

(b) 本件裁判においてイタリアを被告とするのは誤りであり、またいずれにせよ、パナマが提起した本件請求について裁判を行うためには裁判所はこの法廷に出席していないスペインの権利と義務を確認する必要があるから、本件事件は裁判所の管轄権の外にある。

(c) パナマは、国連海洋法条約283条1項に基づく交渉その他の平和的手段による紛争解決を適当な方法で行っていないので、本件事件は裁判所の管轄権の外にある。」

### 1. 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在

62. ここでは、イタリアとパナマの間に紛争が存在するかどうか、紛争が存在するときこの紛争は海洋法条約の解釈または適用に関するものであるかどうか、を検討する。

#### (1) 紛争の存在

63. まず、両当事国間の紛争の存在の問題を検討しよう。この争点に関する両国の立場は、以下に述べる通りである。

64. イタリアが、「本件請求訴状で申し立てられている事実に関して、パナマとイタリアの間に紛争は存在しない」と主張しているのに対し、パナマは、「イ

タリアは認めていないが、本件事件において紛争が間違いなく存在している」、と主張する。

65. イタリアは、「一方的に自国の請求を主張しても、それだけで、両当事国間の紛争の存在という管轄権の基本的要件を満たすことにはならない」、と主張する。また、「パナマ政府は、本件請求訴状に記されている事実に関して、イタリア政府に対し法的に適切な方法で申し入れも抗議も行っていない。もしパナマ政府がこれらを行っていたなら、イタリア政府はこれに反論しまたは争っていたであろう」、と強調する。イタリアは、「イタリア政府が本件の事実に関する連絡文書を受け取っていた」ことを認めつつも、これらの連絡文書は「イタリアとパナマの間の国際紛争の存在という要件の充足という点とは、関連性がない」、と述べる。

66. イタリアは、Carreyó氏から受け取った連絡文書は、「イタリアの責任を追及する権限を有する国家代表者からの連絡文書とみなすことはでき」ず、「イタリアとの国家間紛争を法的に導くものではない」、と主張する。そして、「イタリアは、問題とされている事項に関するパナマからの外交的連絡文書に応答しなかったのではなく、単に、Carreyó氏は本件事件の事実についてイタリアと交渉する権限を与えられていなかったために、同氏に応答しなかったに過ぎない」、という。

67. イタリアは、「2001年8月15日から2004年8月31日までの期間にイタリアが書面による連絡文書を受け取ったのは、ノースター号の船主の利益のために行動していた民間のパナマ人弁護士である Carreyó氏からのみであった」、という。また、Carreyó氏は、2004年8月31日以前の同氏のどの連絡文書においても、自身が「代表権限を有するとする証拠を、何ら示さなかった」。そのため、イタリアは、「2004年8月31日までは、Carreyó氏がイタリアとの外交関係においてパナマ政府の意向を代表することはできなかった」し、「その日以前において、パナマがイタリアから応答を受ける権利があるとする主張は、全く根拠がない」、という。

68. イタリアは、2001年8月15日の Carreyó 書簡について、この書簡の署名

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

者はパナマ政府公務員でも駐ローマ・パナマ大使でもなく、その署名は、パナマの公証人（notary）により証明されていて、1961年10月5日の外国公文書の認証を不要とする条約（以下「認証不要条約」とする。）に基づきアポストイーユ<sup>7)</sup>が付されているものである、と述べる。イタリアによると、このことは Carreyó 氏が民間人の立場で行動したことを示している、なぜならこの条約は外交職員または領事職員が発する文書には適用されないからである、という。

69. イタリアは、2000年12月2日付の当裁判所書記宛でのパナマ外務省書簡で Carreyó 氏が「海洋法裁判所においてイタリアを被告とする早期釈放裁判を開始する権限をパナマ政府から与えられた」、ということを確認している。しかし、この権限付与をイタリアが知ることとなったのは、2004年8月31日付の Carreyó 氏の連絡文書によってのみであることを、強調する。

70. イタリアは、2000年12月2日の書簡の内容について、「この文書は単に、海洋法条約292条の意味における早期釈放裁判に関してのみ、パナマに代わって（on behalf of）訴訟を行う権限を [Carreyó 氏に] 与えたと過ぎない」、と主張する。イタリアは、「早期釈放裁判に関して個人が国『に代わるもの（on behalf of）』として行動する権限は、292条に基づく特殊な権限であり、この権限は「この早期釈放裁判以外に関して国に代わるものとして行動する権限には及ばない」こと、を強調する。

71. イタリアはさらに、「訴訟を行う権限」と「外交関係において国を代表する権限」を混同すべきでない、と主張する。イタリアは、2000年12月2日付書簡に記されている「訴訟を行う権限の付与」は、イタリアとの外交関係において、つまり両国間で生じうるすべての紛争について、パナマを代表する権限を Carreyó 氏に付与するものではないことを、強調する。

72. イタリアは、「Carreyó 氏からのそれまでの連絡文書からでは両当事国間

---

7) 訳者注：「アポストイーユ（apostille）」とは、認証不要条約に基づく付箋（＝アポストイーユ）による外務省の証明のことをいう。アポストイーユを取得すると日本にある大使館・総領事館の領事認証があるものと同等のものとして、提出先国で使用することができる。外務省ウェブサイト「公印確認・アポストイーユとは」より。

に紛争が存在するとは考えなかったが、そういったイタリアの認識は、パナマからのその後のいくつかの個別の連絡文書でも争われていない」、と主張する。すなわち、2004年8月31日付のパナマ口上書第2227号について、イタリアは、「この口上書は、2000年12月2日の ITLOS への連絡文書を明記するだけであって、単に、Carreyó 氏に与えられた権限が海洋法条約292条に基づく早期釈放裁判に限定されていることを繰り返したに過ぎない」ことを、強調する。また、2005年1月7日付のパナマ口上書第97号について、「この口上書は、単に、口上書第2227号に言及しているに過ぎない」、と指摘する。

73. イタリアは、次のように主張する。

「仮に、裁判所が、イタリアの主張に反して Carreyó 氏の連絡文書がパナマに帰属するとみなしたとしても、同氏からの連絡文書も上述の2通のパナマ口上書も、その内容を見ると、交渉ないし交渉の試みの要素とはいえず、国際紛争を発生させるようなものではない」

イタリアは、「これらの連絡文書は、海洋法条約に基づきパナマが有するいかなる権利も援用しておらず、したがってイタリアはそのような権利を侵害したとされるいわれはないし、したがってまた、イタリアがそのことに反論したりこれを受け入れたりすることもありえない」ことを、強調した。

74. これに対し、パナマは、「ノースター号の抑留、同船の釈放及びその後の損害賠償金のイタリアの不払い、紛争を構成する」、と主張する。また、パナマは、「パナマが請求したことをイタリアが知らず、その紛争をほとんど解決しようとしなかったことが、紛争の存在を明白に示すものである」、という。

75. パナマは、イタリアへの連絡文書で「パナマは事実を説明し及びノースター号の不法抑留についての賠償金を要求した」、と主張する。また、パナマの書簡で説明した事実が「明白に示している」ように、パナマの請求は「通商の自由と航行の自由の観点でのパナマの権利」に関するものである、という。

76. パナマは、「イタリアはパナマが送った連絡文書のいずれに対しても応答しなかった」と述べ、「イタリアは、パナマからの連絡文書に回答せずパナマの正式な要請を拒絶することで、事実上、パナマの立場と全く異なる立場を暗

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

に示しており、その結果、イタリアは意見の不一致が存在することを認めたのである」、と主張する。パナマの見解によると、「海洋法裁判所は、イタリアの沈黙はパナマの請求をイタリアが拒否したことの明白な証拠として……考慮すべきである」、という。

77. パナマは、国際司法裁判所（ICJ）のカメルーンとナイジェリアの間の領土海洋境界事件の先決的抗弁判決と人種差別撤廃条約適用事件判決の先例に言及して、「見解の相違は文言で示される」必要はなく、「見解の相違の存在は、両当事国の行動だけから推論することができる」し、「一方の国からの応答を他方の国が期待する状況で、その応答がなされないことからでも、紛争を推論することができる」、と主張する。

78. パナマは、パナマを代表する Carreyó 氏の権限について、2000年12月2日の裁判所書記宛てのパナマ外務省書簡が「パナマとノースター号のために行動する権限を Carreyó 氏に付与していた」、と主張する。パナマは、この書簡は「同船の差押えに関わるすべての行為（特に損害賠償請求の交渉）を対象として」おり、「早期釈放裁判の利用のみに関係しているとは解されえない」、という。また、「ITLOS 規則は、『民間の弁護士』が当事国を代表することを、禁じていない」ことを、強調する。

79. パナマは、次のようにいう。

「2004年8月31日の口上書第2227号でパナマがイタリアに対し明示的に確認したように、パナマ外務省は、Nelson Carreyó 氏が国際海洋法裁判所においてパナマ共和国の代表者として行動する権限を付与されたことを、認めている。」

パナマはまた、「2005年1月7日のパナマ口上書第97号で、再度 Carreyó 氏の代表権限を確認した」、という。パナマは、2005年1月7日の口上書は、「早期釈放裁判について何ら言及しておらず」、「したがって、その権限付与が早期釈放裁判に限定されると誤解されることはありえない」、と主張する。

80. パナマは、イタリアが「Carreyó 氏がパナマ共和国の代表者であることを明記する2005年1月7日付パナマ口上書第97号を受領したことを、2005年1

月25日<sup>8)</sup>付の口上書第332号で確認している」、と主張する。パナマの見解によると、「イタリアはこのように確認しているので、代表権限がないとするイタリアの主張は論駁される」、という。

81. パナマはまた、「代表権の付与を有効とするため代表権限を書面で明記する必要はなく」、「代表される側の人または国からの表示で十分である」、と主張する。また、パナマは、「代表される側の国は、その権限付与に遡及的效果を与えることもできる」ことを、強調する。

82. パナマは、「イタリアにはもはや、2004年以前にパナマが連絡しようとしたことを否定しうる根拠がなく、その日以降応答しなかったことを正当化することができない」、という。また、「イタリアは、2016年7月8日の反論書で初めて、代表権限の欠如について異議を示した」こと、そして「イタリアは、こういった行動のため、信義誠実原則に反している」ことを、強調する。

83. パナマは、この代表権限は、パナマの利益のためではなく「ノースター号の船主の利益のために行動する民間弁護士」に与えられたのだという主張を、否定する。パナマは、Carreyó氏が「個人名入り便箋」を用いたのは、自身が連絡先であることを示すというだけの目的でしかない、という。パナマはまた、Carreyó氏の書簡が1961年認証不要条約に基づいて証明されていたことは重要でない、なぜなら、イタリアに示されたその証明は署名が真正でありしたがってその連絡先を明らかにするものであって、イタリアはCarreyó氏の署名についてこれまで異議を示したことはなかった、と述べた。

\* \* \*

84. さて、事件を審理するための事項的管轄権 (*jurisdiction ratione materiae*) を当裁判所が有するためには、請求訴状が提出された時に両当事国の間で海洋法条約の解釈または適用に関する紛争が存在しなくてはならない(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン)、判決、*ITLOS*

---

8) 訳者注：判決の英語版では2009年1月25日と記されているが、仏語版では2005年1月25日であり(判決98項、199項、291項の英仏版も同じ)、2005年が正しいと思われる。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

*Reports 2013*, p. 4, at p. 46, para. 151)。

85. 当裁判所は、みなみまぐろ事件において、次のように述べた。

「紛争とは、『法または事実に関する論点についての意見の不一致、つまり法的な見解または利益の対立』（パレスチナにおけるマヴロマトイス・コンセッション事件、第2号判決、1924年、*PCIJ, Series A, No. 2*, p. 11)であり、また、『一方の当事国の請求に対する他方の当事者からの積極的な反対が、示されなくてはならない。』（南西アフリカ事件、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1962*, p. 328)」

(みなみまぐろ事件（ニュージーランド対日本；オーストラリア対日本）、暫定措置、命令、1999年8月27日、*ITLOS Reports 1999*, p. 293, para. 44)

86. 2001年以降、ノースター号の抑留とその抑留から生じる賠償金の問題について、いくつかの連絡文書がイタリアに送付された。検討すべきこれらの連絡文書は、以下である。

87. 2001年8月15日に、Carreyó氏がイタリア外務大臣宛てに書簡を送付している。この書簡は、Carreyó氏について次のように記している。

「(Carreyó氏は) ハンブルグの国際海洋法裁判所で、Palma de Majorcaでのノースター号の差押えから生じた損害について賠償金を得るためイタリア共和国に対し法的訴訟を提起する法的な権限を、パナマ外務大臣から得ている。」

88. この書簡は、同船は「Savona 地方裁判所検察官の1998年8月11日付命令に基づき差し押さえられた」ことを記しており、また、その差押えは国際法上もイタリア法上も「違法」である、と述べる。同書簡は、また、「領海及び接続水域の外側の海域における通商の自由の原則」に言及している。更にまた同書簡は、イタリアに対し「同船を釈放し、違法な手続きにより被った損害を賠償する」ことを要請し、これに関する損害賠償の概算額を示している。そして、「この差押えは、海洋法条約297条に基づいて提案されている (proposed)<sup>9)</sup>」ことも、記している。

89. 2004年8月3日に受領されたイタリア外務省宛ての Carreyó 氏の書簡（以

下「2004年8月3日書簡」とする。)において、同氏は、2001年8月15日の同氏の書簡に記した内容を繰り返した。その内容には、特に、パナマが同氏に与えた権限に関することと同船の差押えが違法であることが、含まれている。この「2004年8月3日書簡」において、「(この書簡は) 国連海洋法条約283条の定めるところに従って、パナマ政府からイタリア政府に宛てた書簡である」ことが、指摘されている。この書簡はまた、「両国政府の間の紛争」を海洋法条約に基づき当裁判所または仲裁に付託する可能性について、言及している。

90. 2004年8月31日に、パナマ外務大臣は、在パナマ・イタリア大使館宛ての口上書を送付し、Carreyó氏が「国際海洋法裁判所……において、……パナマ共和国を代表して及びノースター号の利益のために行動する」ことを確認している。この口上書は、また、この船舶の「抑留」が、「イタリアの Savona 地方裁判所の請求で1998年8月11日にスペインの Balearic 島の Palma de Mallorca 港で実施された」ことに、言及している。

91. 2005年1月7日に、パナマ外務省は、在パナマ・イタリア大使館に対し別の口上書を送付し、ここでもまた、「1998年8月11日に、イタリアの Savona 地方裁判所が抑留したパナマ船籍のノースター号の事件」について、言及している。この口上書は、Carreyó氏が「パナマ共和国の及びノースター号の船主の利益の法的代表者」であることを、再確認している。

92. 2010年4月17日付のイタリア外務大臣宛ての Carreyó 氏の書簡で、同氏は、同氏がパナマ外務省から権限を得て行動していることを再確認した上で、同氏の2001年8月15日付書簡及び「2004年8月3日書簡」の内容を繰り返した。そして、この2010年の書簡は、「(イタリアの) 権限ある機関が行った違法な手続きにより生じた損害についての賠償金」が支払われない場合は、「パナマ共和国はハンブルグの裁判所に提訴する」ことを、強調した。

---

9) 訳者注：297条は、裁判に関する義務的手続に関する規定（第15部第2節）の適用除外に関する規定であり、この文脈でどう関係するのかよく分からない。判決の仏文も、英文と意味合いが異なっているが（直訳すると、「297条に基づいて命じられている」）、同じく297条に言及があり、仏文からも、297条との関係は不明である。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決(1)

93. さて、国際法上は、それぞれの国が、いずれの者(民間人を含む。)が他国や国際機構との関係において自国を代表または自国のために行動する権限を有するかを決定することができるのであり、国際裁判所との関係についても同じである。もとより、このことは、国家代表に関して適用される特別の条約制度その他の規則を害するものではない。

94. しかしながら、当裁判所の見解では、民間の活動を行っている弁護士が国のために他国に異議を唱えて連絡文書を送付するような場合、前者の国は、その弁護士に自国を代表する権限を与えたことを、適切に通知する必要がある。したがって、民間人が作成した書簡において国がその民間人に権限を与えたことが記されているだけでは、十分とはいえない。

95. 当裁判所は、ノースター号の抑留から生じる問題に関してイタリアに連絡を行う権限を Carreyó 氏に与えるかどうかを決めるのは、パナマである、と判断する。当裁判所の見解では、Carreyó 氏がノースター号の船主の法的代表者として行動し民間の活動を行っている弁護士であるからといって、そのことは、パナマが自国を代表する権限を同氏に委任することを妨げるものではない。

96. パナマは、2004年8月31日付口上書と2005年1月7日付口上書において、明確な文言で、Carreyó 氏がノースター号の抑留に関してパナマを代表することを、確認している。したがって、当裁判所は、イタリアがこれらパナマ口上書を最初に受け取ったとき以降、イタリアはパナマが Carreyó 氏に代表権限を与えたことを十分に了知していた、と認定する。当裁判所の見るところ、2004年8月31日付書簡は一般的な文言でパナマ代表者としての Carreyó 氏の権限を記しており、その権限は、海洋法条約292条に基づく裁判手続に限定されていないし、また提訴前の段階で同氏がパナマを代表することを妨げるものでもない。

97. 当裁判所は、イタリアがパナマの最初の口上書を受け取った2004年8月31日以降、イタリアは、Carreyó 氏がノースター号の抑留に関するすべての意見交換においてパナマを代表する権限を適切に与えられたことについて、有効に疑問を呈することはできない、と結論づける。したがって、イタリアは、ノー

スター号の旗国であるパナマが海洋法条約に基づき抑留の適法性を争っていることを知らなかったと主張することは、できない。

98. 上述の連絡文書に対するイタリア側の応答は、在パナマ・イタリア大使館からの2005年1月25日付の口上書のみである。この口上書において、イタリア大使館は、2005年1月7日のパナマ口上書の受領を確認したうえで、「この口上書はイタリア外務省に移送されており、外務省からの返答が届き次第直ちに(パナマ外務省に) その返答を適切に送付する」、と述べている。イタリアに送付されたその他の連絡文書はすべて、回答されることはなかった。

99. 国際司法裁判所(ICJ)は、「一方の国からの応答が求められている状況において、その国が請求に回答しない場合、紛争の存在を推論することができる。」(人種差別撤廃条約適用事件(ジョージア対ロシア連邦)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 2011*, p. 70, at p. 84, para. 30; また、核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対インド)、先決的抗弁、2016年10月5日判決、37項; 核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対パキスタン)、先決的抗弁、2016年10月5日判決、37項; 核軍縮交渉義務事件(マーシャル諸島対英国)、先決的抗弁、2016年10月5日判決、40項、を見よ<sup>10)</sup>。

100. ICJは、また、次のように述べる。

「法または事実に関する論点についての意見の不一致、法的な見解または利益の対立、あるいは一方の当事国の請求に対する他方の当事国からの積極的な反対は、必ずしも明白な文言で述べられることを要しない。紛争の存在を判断するに当たっては、他の事項と同じく、一方の当事国の立場または態度は、その国の表向きの見解が何であれ、推論により確証することができる。」

---

10) 訳者注: 本件判決の時点で、マーシャル諸島を原告とするこれら核軍縮交渉義務事件先決的抗弁のICJ判決は公式判決集にまだ掲載されていなかったため、このような表記になっている。参考までに公式判決集の該当ページを記すと、順に、*ICJ Reports 2016*, p. 255, at p. 271, para. 37 (対インド); *ICJ Reports 2016*, p. 552, at p. 567, para. 37 (対パキスタン); *ICJ Reports 2016*, p. 833, at p. 850, para. 40 (対英国)、である。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

（領土海洋境界事件（カメルーン対ナイジェリア）、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1998*, p. 275, at p. 315, para. 89；また、核軍縮交渉義務事件（マーシャル諸島対インド）、先決的抗弁、2016年10月5日判決、37項；核軍縮交渉義務事件（マーシャル諸島対パキスタン）、先決的抗弁、2016年10月5日判決、37項；核軍縮交渉義務事件（マーシャル諸島対英国）、先決的抗弁、2016年10月5日判決、40項、を見よ<sup>11)</sup>）

101. 当裁判所は、イタリアは、自身が沈黙したことに依拠して両当事国間の紛争の存在に疑義を挟むことはできない、と結論づける。当裁判所の見解では、両国間の紛争の存在は、ノースター号の抑留に関してパナマが提起した問題にイタリアが応答しなかったことから、推論することができる。

102. 当裁判所の見解では、イタリアに送付された口上書その他の連絡文書とイタリア側の沈黙は、本件事件において法と事実に関する論点について両当事国間で意見の不一致があることを、示している。

103. したがって、当裁判所は、本件事件において、本件請求訴状が提出された時に両当事国間に紛争が存在した、と結論づける。

## (2) 海洋法条約の解釈または適用に関する紛争

104. 両当事国は、両国間の紛争の存在についてのみでなく、仮に紛争が存在するとした場合に、その紛争が海洋法条約の解釈または適用に関するものであるかどうかの問題についても、意見が一致しない。

105. イタリアは、パナマとイタリアの間において国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争はないと主張するのに対し、パナマは、「本件紛争は、海洋法条約の範囲に該当し、条約規則がどのように解釈され適用されるかの問題である」と主張する。

106. イタリアは、「パナマが依拠する国連海洋法条約規定は、本件事件の事

---

11) 訳者注：前注を参照のこと。

実に適用できないことは明らかであり、したがってこれらの規定はパナマの請求を支持するための適当な法的根拠を提供することができない」、と述べる。イタリアは、「パナマが言及する規定は、Palma de Mallorca 湾つまりスペインの内水においてスペイン当局がノースター号を差し押さえたこととは、場所的にも事項的にも全く無関係である」、と主張する。

107. そして、イタリアは、「パナマが請求訴状で言及している規定はすべて、明らかに内水でない海域に関するものであり、「したがって、海洋法条約33条、87条及び111条は本件事件の事実に適用されないのは明らかである」、と主張した。

108. 他方、パナマは、請求訴状で、「パナマ共和国の請求の根拠は、被告が、海洋法条約の33条、73条3項と4項、87条、111条、226条及び300条その他の規定に違反したことである」、と述べる。パナマは、また、口頭手続において、「73条……と226条は本件事件に適用されない」ことを認めつつも、「特に33条、58条、87条及び300条の規定が適用される」、と主張した。

\* \* \*

109. さて、パナマが、本件請求は上述の規定と「海洋法条約の……その他の規定」に関係していると述べ、またこれらに加えて「特に……の規定が適用される」と述べている点についてであるが、当裁判所は、原告が違反があったとする特定の海洋法条約規定を援用することなく一般的な主張を行うことは十分ではないことを、指摘しておく。

110. 当裁判所のルイザ号事件判決が示すように、当裁判所が、本件事件における両当事国間の紛争が海洋法条約の解釈または適用に関するものであるかどうかを判断するためには、当裁判所は、パナマが主張する事実と同国が言及する海洋法条約規定との関係を確認し、かつ、その規定がパナマが付託する請求を支持しうることを示さなければならない(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4, at p. 32, para. 99を見よ)。

111. ここで、公海上のノースター号の活動を理由とする差押命令及び

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決(1)

Savona 地方裁判所の検察官による同命令の実施の請求、と、パナマが援用する条約規定に基づきパナマが有する権利、との間の関係について、検討する。

112. まず、海洋法条約33条についてであるが、イタリアは、この規定に言及しつつ、「国連海洋法条約33条に基づくとするパナマの請求は、明らかに、場所的に根拠がない」、という。イタリアはまた、この文脈において、ノースター号の差押えと「本件事件をもたらした事態は、スペインの内水で生じたのであって、イタリアの接続水域で生じたのではない」ことを、強調した。

113. これに対し、パナマは、イタリアは海洋法条約33条に違反した、「なぜなら、差押えに至ることとなったとされるノースター号のどの活動も、この規定が定めるようなイタリアの領海内で行われた活動とはいえないからである」、と主張した。

114. 条約33条は、接続水域に関する規定である。本件差押命令は33条が定める規制を行うために発せられたのでないから、この規定は本件事件において援用することができない。

115. 次に、パナマは、本件紛争は、「特に、条約58条が定める航行の自由に関する及び／または他の海洋の適法な利用に関する条約規定についてのイタリアの違反」に関係するものである、と述べた。これに対し、イタリアは、この規定の適用について意見を述べなかった。

116. 条約58条は、排他的経済水域におけるすべての国の権利と義務に関する規定である。イタリアは排他的経済水域を宣言していないから、当裁判所は、この規定は本件事件において援用しえない、と考える。

117. 第3に73条3項と4項についてであるが、イタリアは、「(海洋法条約) 73条の内容に照らすと、この規定と本件事件の間には、場所的にも事項的にも何らの関連性も見いだせない」、と主張する。イタリアは、この点について、73条3項と4項は、「排他的経済水域における漁業資源の保存及び管理に関する法令の遵守を確保するにあたり沿岸国が船舶を拿捕し (arrest) 及び抑留する場合についてのみ、規定している」ことを、強調した。

118. これに対し、パナマは、この点について、口頭手続において、73条は本

件には適用がないことを認めた。当裁判所は、パナマのこの陳述に留意する。

119. 第4に条約87条についてであるが、イタリアは、「この規定もまた、本件事件に関して場所的に関連性がない、なぜなら、ノースター号が差し押さえられたのは、同船が『Palma de Mallorca 湾に停泊している時』つまりスペインの内水にいる時であるからだ」、という。この点に関して、イタリアは、当裁判所がルイザ号事件において「87条は、ルイザ号が法的手続により抑留されているにも関わらず、同船に港から離れ公海に出入りする権利を与えるものと解釈することはできない」<sup>12)</sup>と述べたことは、本件事件にも適用される、と主張した。

120. これに対し、パナマは、「ノースター号に関してパナマ共和国が有する平和的航行の権利が、イタリア共和国により侵害された」とし、「(イタリアの)当局は、……海洋法条約の本質的な規範を遵守せずに、公海上の外国船舶の航海と活動を妨害した」、と主張する。パナマはまた、「イタリア裁判所自らが、ノースター号が行った活動は法律に従っていると判示しており、「同船の差押命令は、海洋法条約87条に違反し、航行の自由の重大な侵害を構成する」、と述べる。

121. パナマは、ルイザ号事件判決に言及しつつ、「ノースター号の差押えの理由は、ルイザ号の差押えの理由と異なる」、なぜなら、「ノースター号が差し押さえられたのは、公海上での活動のためである」のに対し、「ルイザ号が差し押さえられたのは、スペインの領海内での同船の活動のためである」、と述べた。

122. さて、公海に関する海洋法条約87条は、公海はすべての国に開放されること及び公海の自由は特に航行の自由を含むことを、規定する。ノース

---

12) 訳者注：2013年ルイザ号事件（本案）判決109項。なお、このルイザ号事件で問題とされたのは、ノースター号事件と同じく、港内に停泊中の船舶に対する arrest と抑留であった。訳者は、ルイザ号事件の暫定措置命令と本案判決の翻訳に当たり（それぞれ、『西南学院大学法学論集』53巻1号（2020年）、『西南学院大学論集』53巻2・3合併号（2021年））、arrest を「拿捕」と訳出した。本判決121項のルイザ号事件についての記述は、前記注3の説明に合わせて、「差押え」の語に統一した。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件)先決的抗弁判決(1)

ター号が行った公海上での活動に関する同船に対する Savona 地方裁判所検察官の差押命令と、Savona 地方裁判所検察官からの同命令の実施請求は、同船の旗国としての87条に基づく権利の侵害と考える余地がある。したがって、当裁判所は、87条は本件事件と関連性を有する、と結論づける。

123. 第5に条約111条についてであるが、イタリアは、この規定への言及は「全く根拠がない」、なぜなら「イタリア当局は、ノースター号に関して継続追跡をしていないからだ」、と主張する。イタリアは、「Savona 地方裁判所の検察官による111条への言及は、本件国際法的事件と一切関連性を持たない」ことを、強調した。

124. これに対しパナマは、イタリアは「違法な差押命令を正当化するために……国連海洋法条約111条を用いて」おり、「したがって、この規定は請求訴状に示されている事実と何ら関係がないとするイタリアの主張は誤りである」、と主張する。

125. 当裁判所は、イタリアはノースター号に関して継続追跡権を行使したとは主張していないから、継続追跡権に関する111条は本件事件と関連性を持たない、と結論づける。

126. 第6に、イタリアは、「国連海洋法条約226条に基づく請求もまた、本件事件とは明らかに事項的に関連性を持たない」、と述べる。イタリアは、この点に関して、次のように強調する。

「この規定は、その適用範囲が完全に特定されている。というのは、この規定は海洋環境の保護に限定されているだけでなく、その目的が216条、218条及び220条が定める寄港国の権限内の調査活動に条件を課すことであるためである。」

127. ただ、パナマは、前述108項で記したように、口頭弁論の際に、請求訴状で言及した海洋法条約226条は本件事件には適用がないことを認めた。当裁判所は、パナマのこの陳述に留意する。

128. 最後に条約300条についてであるが、イタリアは、「300条のこの平易な文言から明らかなように、この規定は国連海洋法条約が規定する権利、管轄権

及び自由と無関係に適用されることはなく、「国連海洋法条約で与えられた権利、管轄権及び自由を行使する場合にのみ、濫用があったと争われうるものである」、と主張する。そして、イタリアは、「パナマが請求訴状で特定したいずれの規定も明らかに本件事件と関連性がないから、条約300条を根拠とするパナマの請求もまた、同じく根拠がない」、と主張した。

129. これに対し、パナマは、300条は「信義誠実及び権利の濫用について規定するものであり、この規定もまた、イタリアの差押命令により侵害されたノースター号の権利を扱っている」、と主張した。

130. 海洋法条約300条は、次の規定である。

「締約国は、この条約により負う義務を誠実に履行するものとし、また、この条約により認められる権利、管轄権及び自由を権利の濫用とならないように行行使する。」

131. 当裁判所がルイザ事件判決で述べたように、「条約300条の文言から明らかなように、300条はそれ自体で援用することはできない」(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン)、判決、*ITLOS Reports 2013*, p. 4, at p. 41, para. 137)。

132. 前述122項で結論づけたように、公海の自由に関する海洋法条約87条は、本件事件と関連性を有する。当裁判所は、イタリアが条約87条により負う義務を誠実に履行したかどうかの問題が生じている、と考える。したがって、当裁判所の見解では、条約300条は本件事件と関連性を有する。

133. 以上のことから、当裁判所は、海洋法条約の解釈または適用に関する紛争は存在しないとすイタリアの抗弁を、却下する。

## 2. 人的管轄権

134. イタリアは、次の3点の主張に基づき、当裁判所は本件事件について人的管轄権 (*jurisdiction ratione personae*) を持たない、と申し立てた。

135. 第1に、イタリアの司法当局が発したノースター号差押命令は、それ自

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決(1)

体は国際的に違法な行動ではないから、本件裁判においてイタリアは被告適格国 (proper respondent) ではない。第2に、スペイン当局の行動はイタリアに帰属しないから、本件裁判においてイタリアは被告適格国ではない。第3に、いずれにせよ、国際海洋法裁判所は管轄権を行使することができない、なぜなら同裁判所が本件事件の本案について管轄権を行使すると、本件裁判手続に欠席している国の権利義務について、その国の同意なく裁判を行うことになるためである。

136. イタリアは、これら3点の理由は、いずれも単独で、当裁判所の管轄権の欠如を確証するに十分であることを、強調する。

137. まず第1の主張について、イタリアは、イタリアが本件裁判において被告適格国であるかどうかを評価するためには、ノースター号差押命令がイタリアの国際責任を発生させるものかどうかを判断することが不可欠である、という。これに関して、イタリアは、ノースター号差押命令はイタリアの検察官が発したものであるにせよ、同船の実際の差押えと抑留はイタリアの執行官ではなくスペイン当局が行ったものである、と指摘する。また、パナマが申し立てた実際の行動は、差押命令ではなく、ノースター号の物理的な差押えと抑留である、と指摘する。更にまた、「パナマが請求する救済は、差押命令に対してではなく、差押えと抑留に対してである」、とも述べる。

138. イタリアは、「イタリアの司法当局が発した差押命令は、スペイン当局への実施請求と合わせても、それ自体では海洋法条約の違反にはならない」、と主張する。イタリアによると、「仮にノースター号の差押えが国際的に違法であるとみなされるとしても、イタリア司法当局の差押命令は国際違法行為の『準備 (preparatory)』行動としかみなされえない」。この点について、イタリアは、ガブチコヴォ・ナジュマロス計画事件判決に言及する。この判決において、ICJ は次のように述べている。

「違法行為ないし違反行為に先立って準備行動が行われることは、少なくとも。この準備行動は、違法行為ないし違反行為それ自体と混同すべきではない。違法行為の実際の実行(実行時点で完了するものか継続的なもので

あるかを問わない。)と、その違法行為に先立って行われる準備的な性格を有するものであって『違法行為とは性格づけられない』ものとを区別することは、重要である。』

(ガブチコヴォ・ナジュマロス計画事件(ハンガリー／スロヴァキア)、判決、*ICJ Reports 1997*, p. 7, at p. 54, para. 79)

イタリアは、「ICJは、このことを ILC の [国家責任に関する条文案の] 準備作業に依拠して強調し、特に、『違法行為を「完了させる」国家行動(その時点で直ちに完了するものか時間的な幅があるものであるかを問わない。)と、そのような行動に先行する国家行動であって違法行為とは性格づけられないものとを区別すべきである。』としたことを、考慮した」、と指摘する(訳者注: 下線部分は原文ではイタリック)。

139. イタリアは、「ノースター号に対する差押命令は、本件裁判においては、国際違法行為を構成する実際の行動ではなく、そもそも、実際のところ、この差押命令について原告は申し立ててすらしていない」、と主張する。イタリアの見解では、これらの理由だけでも、当裁判所が本件紛争を審理する人的管轄権を持たない、という。

140. 第2の主張についてであるが、イタリアは、国際違法行為の帰属に関する国際規則、特に「国は自身の国際違法行為についてつまり自国に帰属する行動について責任を負う」とする独立責任原則(independent responsibility principle)に、言及する。国際レベルで国に帰属する行動は、自身の政府機関の行動またはその国の公務員の行動のみである。もっとも、イタリアは、独立責任原則には、国が他国の国際違法行為について責任を負う場合の例外が存在することを認めてはいる。

141. この点について、イタリアは、特に、国際違法行為についての国家の責任に関する条文草案(以下「ILC 条文草案」とする。)6条が本件事件に適用可能かどうかについて、検討している。6条は、次の規定である。

「国の使用に供された他国の機関の行動は、当該機関がその国の公権力の要素を行使して行動している場合には、国際法上当該国の行為とみなされる。」

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

(*Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, Part Two, p. 26)

イタリアは、6条の適用条件と本件事件の事実を検討したうえで、「スペイン当局は、ノースター号を差し押さえた時に、イタリアの使用に供された機関として行動していたとはいえない」、と主張する。また、同船の差押えは1959年ストラスブール条約に従ってイタリアの請求によりスペインが行ったのであるが、そのことはこの評価を変えるものではない、と指摘する。イタリアによると、1959年ストラスブール条約は、スペイン当局に対し、「イタリアの囑託書 (letter rogatory) を拒否する広い裁量」を与えている。したがって、スペインがイタリアからの文書による囑託書の実施を適法に拒否する権利を有する以上、スペインがイタリアの排他的な指示と支配の下で行動したとするのは正しくない、という。

142. イタリアは、自国の主張を支えるため、国際法委員会 (ILC) の注釈に言及する。この注釈によると、6条は「条約その他に基づく国家間の協力または協同という通常の状態を扱うものではない」。イタリアはまた、Xhavara 事件欧州人権裁判所判決にも言及する。この事件において、裁判所は、アルバニアとの協定に基づき海上での不法入国を取り締まるイタリアの行動はアルバニアに帰属しない、と判示した (Xhavara 他対イタリア及びアルバニア事件、2001年1月11日判決、申立番号39473/98を見よ)。

143. イタリアは、これらの検討に基づいて、ノースター号の差押え及び抑留はイタリアに帰属しえない、と主張する。したがって、パナマの請求は被告国を間違えており、海洋法裁判所は管轄権の欠如を理由にその請求を却下すべきである、という。

144. イタリアの第3の主張は、不可欠当事者原則 (indispensable party principle) の適用に関係するものである。イタリアによると、この原則は、一般国際法の確立した原則として ICJ の判例法に現れている。イタリアが言及する通貨用金塊事件判決において、ICJ は次のように述べた。

「解決すべき重要問題が第三国の国際責任に関係するような場合、当裁判所

は、当該第三国の同意なしには、そのような問題について、第三国であるか裁判当事国であるかを問わず、国を拘束する判決を言い渡すことはできない。」

(1943年にローマから移送された通貨用金塊事件、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1954*, p. 19, at p. 33)

イタリアは、また、東チモール事件 ICJ 判決にも言及する。この判決は、次のように述べる。

「援用された義務の性質が何であれ、判決が裁判当事国でない国の行動の合法性についての評価を伴う場合には、当裁判所は国の行動の合法性について判示することはできない。この場合、当裁判所は行動することができない。」

(東チモール事件 (ポルトガル対オーストラリア)、判決、*ICJ Reports 1995*, p. 90, at p. 102, para. 29)

145. イタリアの見解によると、本件事件の状況は、この不可欠当事者原則の枠組みに完全に該当する。すなわち、イタリアは確かにノースター号の差押命令を発したけれども、これを差し押さえて抑留したのはスペインであってスペインのみである。パナマの請求の焦点はこの差押えと抑留であるから、この差押えと抑留こそが、パナマが当裁判所に求めている主題そのものである。したがって、もし裁判所が本件請求訴状について管轄権を有するというのなら、当然に、この裁判の当事国でない他国の行動の適法性の確認が必要となるはずである。しかしながら、これは、明らかに不可欠当事者原則に反することになる、という。

146. そしてイタリアは、この不可欠当事者原則により、当裁判所は本件事件において管轄権を行使することができない、なぜなら、「イタリアが発した差押命令の適法性の評価は、スペインによる当該船舶の差押えの適法性の評価と無関係に行うことができない」からである、と結論づけた。これらに鑑みて、イタリアは、当裁判所は管轄権がないからパナマが請求訴状で主張する請求を却下すべきである、と申し立てた。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

147. これに対し、パナマは、本件紛争を審理する当裁判所の人的管轄権についてのイタリアの抗弁を、否定する。

148. イタリアの第1の抗弁、つまりノースター号の差押命令はそれ自体では国際違法行為とはならないという理由について、パナマは、イタリアの命令がなければスペインがノースター号の差押えを行うことはなかった、と指摘する。パナマは、「ノースター号の差押えを決定し命令したのは、実施国であるスペインではなく、イタリアである。スペインは、単に司法共助を行ったに過ぎない」、と強調する。したがって、イタリアが自身の違法な命令の帰結について責任を負うのである、という。

149. パナマは、口頭弁論において、「パナマが申し立てている行動は、差押命令であって、物理的な抑留は違法行為であるイタリアの命令の当然の帰結に過ぎない」、と主張する。パナマによると、「差押命令が国際違法行為である、なぜなら、その命令は国連海洋法条約の複数の規定に違反して発せられたからである」。パナマは、違法行為を完了させる行為とその先行行為とを区別すべきとするイタリアの主張に反対して、「イタリア自身の司法機関ですら、違法行為を完了させる行動とその先行行為を区別することなく、差押命令が違法であると判示している」ことを、強調する。

150. パナマは、1959年ストラスブール条約に基づくイタリアとスペインの関係について、「司法共助を行った国であるスペインは、犯罪行為が存在しているのかどうかあるいは当該差押えが正当とされるのかどうかを捜査することを、義務づけられていないし、そうすることを期待されてもいない」、という。パナマは、「スペインは単に、当該差押えの方法と手段について責任を負うにすぎない」、と指摘する。したがって、司法共助の対象の犯罪嫌疑が「追認されていないなら、損害賠償金を支払う義務を負うのは、司法共助を求めた側の国であって、司法共助を与えた側の国ではない」、という。

151. パナマは、イタリアの責任は、イタリアとスペインとの間の連絡文書からも証明されている、と主張する。これに関してパナマが言及する2003年3月18日付書簡は、イタリアが、Savona 地方裁判所判決をスペインに提出した上で、

船舶を釈放するよう要請するものであった。パナマが同じく言及する2006年9月6日付書簡は、ノースター号の解体を許可するようスペインがイタリアに要請するものであった。パナマによると、この連絡文書は、イタリアが当該差押えについて完全な責任を有することのみならず、イタリアとスペインの両国がイタリアの責任を認めていたことも、明らかにしている、という。

152. パナマは、「仮にスペイン自身が違法行為を行ったのだとしても、イタリアの行動の責任には影響しない」、と主張する。この場合、パナマは、「イタリアとスペインは、生じた損害についてパナマに対して独立して責任を負うことになり、パナマはスペインに対してもイタリアに対しても、請求を行う権利を有する」、という。パナマの見解によると、したがって、仮にスペインが違法行為を行ったとしても、イタリアは被告適格国であることに変わりなく、スペインが違法行為を行ったのかどうかの問題は、本件裁判において関係がない、という。

153. イタリアの第2の抗弁理由についてであるが、パナマは、国家責任条文案6条の適用可能性についてイタリアに同意しない。パナマによると、スペインがイタリアからの差押命令の実施請求を受け入れたため、スペインの機関がイタリアの自由な使用に供せられたことになる。このことは、イタリアとスペインの間の連絡文書から証明される。この連絡文書に含まれている「ノースター号抑留記録」において、スペイン当局は、ノースター号は「引き続き、Savona 地方裁判所の検察部の権限の下に置かれることになる」、と述べている。パナマの見解では、この証拠は、「スペインは、独立して行動したのではなく、受益国ないし利益国としてイタリアの排他的な指示と支配の下で行動した」ことを十分に示している、という。

154. パナマは、イタリアが言及する Xhavara 事件は、本件と比較の対象にはならない、と主張する。パナマによると、Xhavara 事件において、イタリアの行動は、司法共助の文脈ではなく、アルバニア船に乗船しこれを捜索することをイタリア海軍に許可する二国間協定に基づいていた。つまり、「イタリアが行動したのは、自身の決定を実施するためであって、単なる司法共助の実

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

施のためでなかった」。また、Xhavara 事件は、本件事件とは、このアルバニア船の沈没はイタリアの軍艦が直接に引き起こしたものであった点でも異なる、という。更に、本件事件において仮に「スペインが、自国の機関をイタリアの自由な使用に供して、過剰な実力を行使してノースター号に損害を与えたのであるなら、パナマは、スペインを、派遣国が行った違法行為についての被告国とみなしたであろう」、という。

155. パナマは、独立責任原則についてイタリアの考えに同意する。この原則は、「国は、自国が行う国際違法行為について責任を負う、つまり自国に帰属する行動であって自国の国際義務に違反するものについて責任を負う」、というものである。パナマはまた、イタリアの考えに同意して、「この原則は、特に本件事件の状況に密接に関係する」、なぜなら、当該船舶の差押えは被告国により命じられたものであるからだ、という。更に、本件事件において、「ほとんどの協同行為（collaborative conduct）の場合と同様に、すべての違法行為についての国の非難可能性（culpability）は独立責任原則に従って判断される」、と主張する。そして、パナマは、もしイタリアが発した差押命令が海洋法条約上の義務に違反したため違法であるとみなされるのなら、独立責任原則に従って、この行為がイタリアの国際責任を伴うことを疑う余地はない、と結論づけた。

156. イタリアの第3の抗弁理由についてであるが、パナマは、本件事件は、通貨用金塊事件判決が確立した不可欠当事者原則が適用される場合とは根本的に異なる、と主張する。パナマによると、「本件事件は、第三国の行動は関係なく、イタリアの行為のみが関係する」、なぜなら、ノースター号の差押えと抑留はイタリアの命令に基づくのであって、スペインの命令によるものではないためである。したがって、パナマの請求は、スペインの権利または義務に関係せず、イタリアの義務についてのみ関係する。そのため、イタリアが自国の主張を支えるために言及した通貨用金塊事件判決は本件事件と関連性を持たない、と主張する。

157. パナマは、イタリアの責任はスペインの関与とは無関係に判断できるとする自身の主張を支えるため、ナウル燐鉱山事件判決に言及する。この事件に

において、ICJは次のように述べた。

「このような [=第三国からの訴訟参加の] 要請がないからといって、付託された請求について当裁判所が裁判を行うことは、妨げられない。ただし、このことは、影響を受ける可能性のある第三国の法的利益が、申し立てられた判決の主題そのものを構成しない場合に限られる。」

(ナウル燐鉱山事件 (ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at p. 261, para. 54)

パナマは、本件事件において「影響を受ける可能性のある法的利益は、スペインの法的利益ではなくイタリアの法的利益のみであって、また、本件の本案に関する判決の主題は、被告国であるイタリアにのみ関係する」、と指摘する。

158. パナマは、更に、このことは「スペインとイタリアが生じた損害について連帯責任を負うという仮定の状況においても妥当する」、と主張する。パナマによると、「この場合においても、また、本件事件はスペインの利益に影響を与えることはない」。そして、「パナマがスペインに対して請求を行うという仮定の状況において、本件事件はこの場合でもスペインの法的状況を害することはない」、という。

159. パナマは、以上の考えから、当裁判所は、スペインの行動を検討することなくイタリアの国際責任を判断しうるのであって、したがって、不可欠当事者原則に基づくイタリアの抗弁を却下すべきである、と主張した。

\* \* \*

160. さて、当裁判所が、本件紛争を審理する人的管轄権を有するかどうかについて、考察しよう。この点について当裁判所が検討すべき問題は、2点ある。1つは、イタリアは本件裁判において被告適格国であるのかどうかであり、もう1つは、第三国は本件裁判において不可欠であるのかどうか、である。

161. まず、当裁判所は、第1の問題について同意しない。

162. 最初に指摘しておくが、先決的抗弁の裁判手続においては、イタリアの行動が国際違法行為となって国際責任を発生させるのかどうかの問題は、関係がない。この手続きにおいて当裁判所が取り扱うべき問題は、イタリアはパナ

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」(第25号事件) 先決的抗弁判決(1)

マが提出した請求訴状について被告適格国であるのかどうか、言い換えると、当裁判所に付託された紛争は、本質的に、原告であるパナマと被告であるイタリアの間の紛争であるかどうか、である。

163. ノースター号の差押えは、イタリアで進められている刑事手続に関して発せられた差押命令に基づき、スペインの司法当局により行われたものである。また、当該差押えは、両当事国が締約国である1959年ストラスブール条約に従いイタリアがスペインの司法当局に向けて送付した囑託書を実施するために行われたものである。イタリアがスペインに対して司法共助を請求したのは、ノースター号がイタリアの領域管轄権の外にある Palma de Mallorca 湾に停泊していたためである。

164. 1959年ストラスブール条約の締約国は、司法共助の請求国の司法機関が当該共助の請求時に当該犯罪行為を処罰する管轄権を有する場合には、条約の規定に従って、当該犯罪行為に関する手続きにおいて最大限の司法共助を相互に与えることを、約束している(1条)。被請求国は、一定の事由があれば共助を拒否することができ(2条)、また、一定の条件の下で財産の搜索または差押えを求める囑託書を実施することができる(5条)。本件事件において、被請求国であるスペインは、請求国であるイタリアの囑託書を実施した。この囑託書は、1959年ストラスブール条約の規定に基づき、差押命令の即時実施を求めるものであった。イタリアは、イタリアの請求をスペインが実施したことに言及して、「これはスペインとの間での最も満足いく条約協力の例であり、イタリアはこの協力に大変に感謝している」、と述べている。

165. 当裁判所の見解では、これらの事実と状況から、ノースター号の差押えはイタリアとスペインとの間の司法共助の結果として行われたものであるけれども、イタリアの差押命令と同命令の実施の請求は、この船舶の差押えをもたらした中心的な要素である。差押命令がなければ差押えが行われることがなかったのは、明らかである。

166. イタリアは、ガプチコヴォ・ナジュマロス計画事件判決と ILC の準備作業で述べられたような、違法行為を完了させる国の行動とこれに先行しそれ自

体は違法ではない国の行動の区別に言及するが、当裁判所は、その区別は本件事件には関係がない、と考える。本件事件は、2以上の国の行動が関わっており、すなわち、ある国が国際違法行為といわれるような行為を行った際に、別の国の支援があったという状況である。

167. スペインが行った抑留は、イタリアがノースター号に対して行った犯罪捜査と刑事裁判手続の一部である。イタリアは、この捜査と裁判手続において、ノースター号の抑留に関して法的立場を表明して法的利益を追求した。スペインは、1959年ストラスブール条約に基づく自国の義務に従って共助を提供したに過ぎない。また、イタリアは、ノースター号が抑留されている間、同船に対する法的規制権限を保持していた。このことを明白に証明するのが、ノースター号差押えの後にイタリアとスペインの間で交わされた連絡文書である。その連絡文書には、イタリアが Savona 地方裁判所の判決に従い船舶を釈放し船主に返還することを求める2003年3月18日付のイタリアの囑託書と、スペインがイタリアに対し同船を解体するよう求める2006年9月6日付のスペイン書簡が含まれる。したがって、当裁判所は、本件紛争はイタリアの権利及び義務に関係しており、当裁判所の判決はイタリアの法的利益に影響を与えるものである、と判断する。

168. これらの考察に照らして、当裁判所は、イタリアは本件裁判手続においてパナマが提起した請求についての被告適格国である、と考える。

169. 以上のように判断したので、イタリアの第2の抗弁理由、つまりスペインの行動はイタリアに帰属しえないという点の妥当性については、考察する必要はない。このイタリアの主張は、ノースター号の差押命令それ自体は国際義務の違反ではないというイタリアの第1の主張の「補足申立 (complementary submissions)」であるためである。当裁判所はイタリアの第1の主張を否認しイタリアは被告適格国であると認定したので、スペインの行動がイタリアに帰属するかどうかの問題は、被告適格国を決めるに当たっては関連性がない。

170. 以上の理由から、当裁判所は、イタリアは本件裁判において被告適格国でないとする同国の主張を、受け入れることはできない。

【資料】国際海洋法裁判所「ノースター号事件」（第25号事件）先決的抗弁判決（1）

171. 検討すべき次の問題は、本件裁判において不可欠な第三国が存在するかどうか、である。

172. 不可欠当事者の考えは、主に ICJ の判決を通じて発展した、国際裁判手続における確立した手続規則である。この考えによると、「解決すべき重要な争点が第三国の国際責任に関わる」場合、または第三国の法的利益が紛争の「主題そのもの (the very subject-matter)」を構成する場合には、裁判所は、当該第三国の同意なく当該紛争に対して管轄権を行使することができない (1943年にローマから移送された通貨用金塊事件 (イタリア対フランス、英国及び米国)、判決、*ICJ Reports 1954*, p. 19, at pp. 32-33; 東チモール事件 (ポルトガル／オーストラリア)、判決、*ICJ Reports 1995*, p. 90, at p. 92, para. 29; ニカラグア事件 (ニカラグア対米国)、管轄権及び受理可能性、判決、*ICJ Reports 1984*, p. 392, at p. 431, para. 88; ナウル燐鉱山事件 (ナウル対オーストラリア)、先決的抗弁、判決、*ICJ Reports 1992*, p. 240, at pp. 259-262, paras. 50-55; コンゴ領軍事活動事件 (コンゴ民主共和国対ウガンダ)、判決、*ICJ Reports 2005*, p. 168, at pp. 237-238, paras. 203-204)。

173. 当裁判所は、スペインは本件裁判において不可欠当事者でない、と考える。前述167項で述べたように、本件紛争はイタリアの権利及び義務に関係する。本件紛争におけるスペインの関与は、1959年ストラスブール条約に従いノースター号の差押えを求めるイタリアの請求の実施に、限られている。したがって、パナマの請求訴状の本案に関して当裁判所が与える判決の主題を構成するのは、イタリアの法的利益であって、スペインの法的利益ではない。管轄権及び受理可能性に関して当裁判所が判決を言い渡すにあたり、スペインの権利及び義務を事前に判断する必要はない。つまり、イタリアが海洋法条約の規定に違反したかどうかを当裁判所が判断するに当たり、スペインが本件裁判の当事者であることは、必要でないし、まして不可欠でもない。

174. したがって、当裁判所は、スペインが本件裁判の不可欠当事者であるとするイタリアの主張を、受け入れることができない。

175. 以上に照らして、当裁判所は、人的管轄権の欠如を根拠としてイタリア

が提起した抗弁を、却下する。

(未完)

(2022年4月10日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(A)「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(JSPS 科研費19H00567)による成果の一部である。